

令和6年8月20日

一般社団法人 富山県建設業協会

会長 竹内 茂 殿

事業用ダンプカーの使用及び  
適正運賃収受に関する要望書  
(案)

一般社団法人 富山県トラック協会

会長 高田 和夫

ダンプ部会会長 中川 繁之



# 要 望 書

謹啓 平素は、トラック運送業界に対しまして格別のご指導ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ダンプトラック運送事業者は、事業の公共性に鑑み、効率的かつ安全確実な輸送を第一の目標として事業を推進しているところでございますがトラック運送業界では、働き方改革関連法による労働時間問題、人手不足、燃料価格の高騰、物価高、環境問題、安全対策等のコストアップ要因が山積し、事業の経営が極めて厳しい状況となっております。

このような厳しい状況の中で、骨材等の運送により建設業や災害被災地等の復興事業の一翼を担うダンプトラック運送事業者が共に安全・安心・安定した経営を継続していけるよう、以下の通り要望致しますので、何卒格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

## 記

### 1、事業用ダンプカーの優先使用の周知徹底

近年、コンプライアンス重視及び効率的かつ安全輸送を徹底するため、トラック運送事業者には労働基準法のほか「自動車運転者の労働時間改善のための基準」及び「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」により、改善基準告示が適用され安全運行が徹底されています。しかし、自家用ダンプカー(白ナンバー)による土砂・碎石・アスファルト合材等の有償運送行為(いわゆる白トラ行為)が、いまだ散見され交通事故防止の観点から危惧されるところであり、更に自家用ダンプカーの有償による運送行為は貨物自動車運送事業法違反として禁止されております。

貴協会会員事業者がダンプトラック事業者に土砂等の輸送を発注される場合は、法令や各種規程を遵守し、富山県との間で「災害発生時

に物資の緊急・救援輸送、保管に関する協定」を締結している緑ナンバーの事業用ダンプカーを優先して使用していただきますよう貴協会会員に周知徹底をお願い致します。

## 2. 標準的な運賃に基づく運送契約の締結

平成2年に貨物自動車運送事業法及び貨物運送取扱事業法が施行され、規制緩和により新規参入事業者が増加、後に平成15年4月の法改正に伴い、一般貨物自動車運送事業者が備車利用する場合、従来の利用運送の法から外れ、「貨物自動車利用運送」の位置付けで「貨物自動車運送事業法」の法規制を受けることとなりました。その間ダンプトラックの供給過剰などで運賃が値下がりするとともに、荷主である建設業者等にダンプトラックの運賃値上げを申し出ても荷主等は優越的立場にあり、受け入れていただけず運賃の低迷が続いております。

現在、ダンプトラックの運賃は、トラックドライバーの人件費、燃料費、車両購入費、車検費用等の輸送原価を下回っており、更に施設管理の維持管理費や整備管理者・事務員等の人件費等の一般管理費を加えると、現状の運賃のまま事業を継続することが極めて困難な状況にあります。特に近年、平成30年6月29日に働き方改革関連法案が成立、令和元年4月1日より施行され、有給休暇取得の指定義務化、月80時間以上の残業禁止、同一労働同一賃金の格差是正、60時間を超える残業の5割増し(令和5年4月1日)などの規制に伴い更に経営が厳しいものとなっています。国土交通省も令和2年4月に「標準的な運賃」を告示、令和6年6月1日新たな「標準的な運賃」告示が再度なされ、適正運賃収受を推奨してきておりますが未だ適正運賃には至っておりません。そのような状況にあって、本年「2024年問題」と言われた、時間外労働時

間上限規制960時間が施行され益々トラックドライバーの賃金減少が心配されるところでございます。このような中、貴協会傘下の会員が受注する工事について、末端のダンプトラック運送事業者に支払われる運賃が輸送原価を賄えない単価を呈示される事例や当日キャンセルの要請にもかかわらず補償されないこともあり、将来に向けた人材や輸送力確保が憂慮されるところでもあります。現在でもダンプトラックドライバーの賃金は、全産業平均に比べ極めて低いうえ、過酷な労働環境から若いドライバーの担い手が不足する魅力のない業界であり、結果、将来骨材等運べない事態が生じ、工期の遅れなどが発生するおそれがあります。

この度、令和5年6月2日、政府による「物流革新に向けた政策パッケージ」の発出や令和6年3月22日、国土交通省による「標準的な運賃」「標準貨物自動車運送約款」改正告示で、適正な取引の確保及び輸送の安全を阻害する行為等を防止する措置が図られ、運送契約の書面化によるコストに見合った適正な運賃や当日キャンセル料の5割補償等が定められ、ダンプトラックドライバーの待遇改善を図ることが求められています。建設業界と同様に共生環境にある運送業界も「夢のある産業」として魅力を高め、輸送原価や積算単価に基づく適正な運賃と人材育成や投資に必要な適正利益を確保するため、適正な運賃での発注を貴協会会員へ、ご教示・ご指導を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

こち良い暮らしを共に

株式会社 アルト

本社：〒939-3555富山市水橋市田袋280  
tel.076-478-5388 Fax.076-478-5322 www.alt-mizuhashi.com

# 報建設新報

令和6年(2024年)8月10日(土曜日) (第三種郵便物認可)

アスベストドットコム  
asbestos-toyama.com

事前調査・採取・分析・除去工事

資格者による事前調査が義務化されています

☎076-464-4244



## 運転手の労働条件改善へ

### 建設業との適正運賃契約を

#### 富山県トラック協会

(一社)富山県トラック協会(富山市婦中町島本郷、高田和夫会長)は、今年3月に運転手の労働条件改善に向けて「標準的な運賃」が改定されたことや、4月から建設業や運送業にも適用された「2024年問題」と言われる時間外労働規制などに対応するため、ダンプトラックを使用する会

員が多い建設業団体などに適正運賃での契約を周知、要望している。建設工事では、トラックでの建設資材や建設副産物の運搬が必要不可欠だが、トラック運送業では低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難になることが懸念されており、建設業と同様に担い手の確保は喫緊の課題となっている。国土交通省は今年3月22日、トラック運搬における新たな「標準的な運賃」を告示し、▽燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引き上げ(平均約8%)▽ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率(2割)の設定などを盛り込み、同日に施行された。

今年3月から適用された公共工事設計労務単価では、運転手(一般)の全国平均が前年に比べ7.2%の上昇(単純平均)となっており、国交省では3月26日に全国の建設業者団体に対し、トラック事業者と契約する際は、改定後の「標準的な運賃」を参考指標とし、適正に契約することなども通達している。

また、3月22日の国交省告示では、標準貨物自動車運送約款等も一部改正され、主なものでは前日までに運送を中止した際には中止手数料は請求しないとしていたが、実勢に応じて手数料の金額等を見直すことになり、今年6月1日から施行されている。具体的には、前々日に運送を中止した時は運送引受書に記載した運賃・料金等の20%以内、前日の場合は同30%以内、当日の場合は同50%以内の手数料を収受できるとしている。

現在、ダンプトラックの運賃は、ドライバーの人件費、燃料費、車両購入費、車検費用等の輸送原価を下回っており、施設の維持管理費や整備管理者・事務員等の人件費など一般管理費を加えると、現状の運賃のまま事業を継続することが極めて困難な状況にある。

ダンプトラックドライバーの賃金は、全産業に比べ極めて低く、過酷な労働環境から若いドライバーの担い手が不足し、将来は骨材等が運べない事態が生じ、工期の遅れなどが発生する恐れもあるため、建設業界と共生環境にある運送業界では、適正運賃での発注を切に要望している。

# ダンプ車も、ミキサー車も、運賃の建て直しを。

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となることが危惧されています。建設工事においてトラックによる建設資材等の運搬は必要不可欠であり、その担い手確保は重要な問題とも言えます。このような状況も踏まえ、2024年3月22日に、建設資材や建設副産物のトラック運搬における新たな「標準的な運賃」が告示されました。ご契約の際には、どうか新たな「標準的な運賃」をご確認ください。

- 特記事項**
- ・燃料費等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引き上げ(平均約8%引き上げ)
  - ・ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率(20%)の設定

ここに良い暮らしを共に



株式会社 アルト

本社：〒939-3555富山市水橋市田袋280  
tel.076-478-5388 Fax.076-478-5322 www.alt-mizuhashi.com

# 報建設新報

令和6年(2024年)8月28日(水曜日) (第三種郵便物認可)



アスベストドットコム  
asbestos-toyama.com

事前調査・採取・分析・除去工事

資格者による事前調査が義務化されています

☎076-464-4244

## 県建設業協会に要望書提出

### 「標準的運賃」での契約締結を

#### 県トラック協会ダンプ部会

(一社)富山県トラック協会(富山市婦中町島本郷、高田和夫会長)のダンプ部会は20日、(一社)富山県建設業協会(同市安住町、竹内茂会長)に要望書を提出し、標準的な運賃に基づく運送契約の締結などに理解を求めた。

県建設会館で行われた要望では、トラック協会からダンプ部会会長の中川繁之氏(中川運輸社長)、副部会長の高柳真一氏(エマックス高柳社長)と中川斉氏(北陸ブランチ社長)、専務理事の林伸治氏が出席し、県建設業協会の竹内会長と加藤昭悦専務理事に要望内容を説明した。

現在、トラック協会の会員は598社、うち骨材など建設資材の運送で建設業と関わりが深いダンプ部会の会員は51社で、ダンプの保有台数は463台となっており、災害被災地域の復興事業の一翼も担っている。

一方で、「2024年問題」と言われる時間外労働時間上限規制(年間960時間)が今年4月に始まり、ドライバーの賃金減少が心配される中、県建設業協会会員が受注する工事では、末端の運送事業者の運賃が輸送原価を賄えない単価だったり、当日キャンセルでも補償されない事例もあることから、ダンプ部会ではあらためて県建設業協会に対し、会員への告示内容周知と指導を要請した。

要望後の取材に対し、中川部会長は竹内会長から標準的な運賃での契約等について、「大事なことであり、県の関係部局にも業界がまとまって陳情してほしい」と言われたことを説明し、個々の役員で県建設業協会の各支部に要望したあと、県へ陳情する方針を示した。

国が6月に公表した北信越地区の運賃単価に対し、ダンプ車やコンクリートミキサー車は単価に沿って2割アップされる必要があるが、富山県の単価は追いついていない状況で、中川部会長は「発注者の単価を上げてもらえば、公共事業を請け負う建設会社から我々に(賃上げ分が)回ってくる」と説明する。

ダンプドライバーの賃金は、全産業に比べ極めて低く、過酷な労働環境から若いドライバーの担い手が不足しており、中川部会長は「ダンプ部会が発足して10年経つが、台数も約2割減り、このままでは消滅してしまっ少しても毎年賃上げしていかねばならない」と話している。



竹内会長に要望する中川部会長(左から3番目)

22日、トラック運搬における新たな「標準的な運賃」を告示し、▽燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引き上げ(平均約8%)▽ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率(2割)の設定などが同日に施行されたほか、運送キャンセル料の見直しなど、一部が改正された標準賃物自動車運送約款等が6月1日から施行されている。

# ダンプ車も、ミキサー車も、運賃の建て直しを。

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となることが危惧されています。建設工事においてトラックによる建設資材等の運搬は必要不可欠であり、その担い手確保は重要な問題とも言えます。このような状況も踏まえ、2024年3月22日に、建設資材や建設副産物のトラック運搬における新たな「標準的な運賃」が告示されました。ご契約の際には、どうか新たな「標準的な運賃」をご確認ください。

- 特記事項
- ・燃料費等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引き上げ(平均約8%引き上げ)
  - ・ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率(20%)の設定